

# 日本郵政公社の平成15年度決算から見た、 郵便貯金の「見えない国民負担」

全国銀行協会金融調査部\*

1. はじめに
2. 日本郵政公社の平成15年度決算の概観
3. 「見えない国民負担」の推計
  - (1)推計の考え方
  - (2)具体的な推計
  - (3)まとめ

であり、全銀協の公式見解ではないので、予めお断りしておく。

## 1. はじめに

日本郵政公社は、6月30日、平成15年4月1日に設立された公社の第1期となる平成15年度の決算を公表した<sup>(注1)</sup>。

日本郵政公社については、政府の経済財政諮問会議において、今秋を目途に、その民営化の基本方針が取りまとめられることとなっているが、去る4月26日に公表された「郵政民営化に関する論点整理」では、民営化の目的のひとつとして、「日本郵政公社に対する『見えない国民負担』の最小化」が挙げられている。

そこで、本稿では、日本郵政公社の平成15年度決算を概観するとともに、これに基づき、郵便貯金事業の「見えない国民負担」の額を推計することとしたい。

なお、本稿における意見は、筆者ら個人の見解

## 2. 日本郵政公社の平成15年度決算の概観

### 【郵政公社全体】

日本郵政公社は、今回の決算から企業会計原則に基づく会計処理を行うとともに、初めて会計監査人による公式な外部監査を受けている。

前年度までは、国の会計法令に基づく会計処理であったため、前年度決算の計数との単純比較はできないが、日本郵政公社が公表した資料によれば、全体では、郵便貯金事業が対前年度比5,000億円強の増益となったほか、郵便事業が225億円の赤字から263億円の黒字に転換したこと等を受けて、当期利益は2兆3,018億円となった。また、これにより資本総額は、公社設立時1兆2,688億円だったものが4兆6,075億円となった。

### 【郵便貯金事業】

このうち、郵便貯金事業の決算をみると、経常収益は、資金運用面において、金銭の信託（指定単）の運用益が株高で好調だったものの、金利水準の高かった時に取得した債券等が満期を迎えた

\* 本稿は、金融調査部の小川幹夫調査役、今津健調査役両名の全面的な協力を得て、部長の増田豊が取りまとめたものである。

(注1) 日本郵政公社の平成15年度決算に関する資料は、同公社のHPから入手可能。

こと等から、前年度比4,199億円減の5兆8,715億円となった。一方、経常費用は、超低金利下で調達コストが低下したこと等から、同9,604億円減の3兆6,007億円となった。この結果、経常収益から経常費用を引いた経常利益は、2兆2,708億円（前年度比5,404億円、31.2%増）となった。また、これに特別損益を加えた当期利益は、2兆2,755億円（同5,452億円、31.5%増）となった。なお、金銭の信託の運用益（1兆1,586億円）を除く利益は1兆1,169億円となり、概ね平成15年度経営計画（1兆1,446億円）どおりとなっている。

また、損益勘定には出てこないが、保有有価証券の評価損益は、満期保有目的の債券については7,446億円の含み益（残高の1.0%）がある一方、その他有価証券については4,136億円（残高の1.3%）の含み損となっており、全体では3,309億円（資産残高109兆1,605億円の0.3%）の含み益となった。

負債の状況についてみると、負債の大宗を占める郵便貯金残高（未払郵便貯金利子を含む）は、平成15年度末227兆3,820億円（同5兆8,645億円、2.5%減）となり、4年連続の減少となった。一方、資本は、公社設立時の1兆8,044億円に、当期利益を加算し、その他有価証券評価損を控除した結果、3兆6,663億円となった。なお、日本郵政公社は、郵便貯金事業の経営の健全性を確保するために必要となる資本の額として、郵便貯金残高の3%（6.8兆円）を必要としており、これに達するまでは、利益が出ても国庫納付しないこととなっていることから、15年度の国庫納付金はゼロとなった。

なお、日本郵政公社の郵便貯金事業の15年度決算から見た収益構造を全国銀行のそれと比較すると、表1のとおり、日本郵政公社は、役務取引等収益が少なく、一方で、株高を背景とした金銭の信託（指定単）の運用益による、その他業務収益のウェイトが高いことが分かる。

表1 全国銀行と郵便貯金の収益構造の比較

	全国銀行の収益構造 (15年度決算)	郵便貯金の収益構造 (15年度決算)
資金運用 収益	62.2%	78.2%
役務取引 等収益	13.4%	1.4%
その他業 務収益	8.4%	20.1%

### 3. 「見えない国民負担」の推計

全銀協では、従来から、郵便貯金事業が享受している「官業ゆえの特典」の額を推計してきた。

平成14年度までは旧郵政省および旧郵政事業庁における郵便貯金事業について推計してきたが、本稿では、日本郵政公社の平成15年度決算関係資料等に基づき、日本郵政公社の下で郵便貯金が享受している「官業ゆえの特典」、すなわち「見えない国民負担」の額を推計することとした。

#### (1) 推計の考え方

「官業ゆえの特典」としては、郵便貯金への無償の国家保証、納税義務の免除および民間と異なる規制・監督等が指摘される。これらの中には数値化できないものもあるので、推計にあたっては、「見えない国民負担」という観点から、数値化できるもののみについて推計している。具体的には、①固定資産税、印紙税、登録免許税等の「経常費用としての税」、②「預金保険料」、③「準備預金相当分の運用利子」および④「法人税・住民税等」である。

本推計にあたっては、日本郵政公社から公表されているデータだけでは不十分であり、一定の前提を置いて、他のデータ（全銀協「全国銀行平成15年度決算」関係資料）も活用しつつ推計する方法を取っている。したがって、以下で説明する計数はあくまで推計値である（正確な実態把握のためには、日本郵政公社自らが、こうした分析に有

用なデータを開示することが必要と考える)。

なお、以下の推計の基本的枠組みは、経済産業大臣の諮問機関である産業構造審議会の産業資金部会産業金融小委員会において、平成9年3月に取りまとめた資料および同年6月の同小委員会中間報告における試算に基づいている。

(2) 具体的な推計

① 経常費用としての税

「経常費用としての税」とは、「法人税・住民税等」(後掲④参照)以外の税金(固定資産税、印紙税、登録免許税等)である。

日本郵政公社は、表2のとおり、消費税・地方消費税や自動車税等については課税されているが、印紙税、登録免許税等は非課税とされている。また、公社化に伴い、固定資産のうち、固定資産税等(固定資産税、不動産取得税、特別土地保有税および都市計画税)が民間と同様に課税される、病院、診療所、研修用固定資産以外のものについて、当該固定資産所在の市町村に対して「日本郵

政公社有資産所在市町村納付金」を納付することとされた。これは、日本電信電話公社等の例にならったものであるが、その負担は、実質的に固定資産税の額の2分の1に相当する。したがって、逆にいえば、2分の1に相当する額は免除されていることになる。

「経常費用としての税」に関する推計では、これらについて、日本郵政公社がすべて負担することとなった場合の金額との差額を推計している。なお、「経常費用としての税」の具体的推計では、全国銀行の「営業経費」中の「税金」のデータをもとに、郵便貯金もその資産に見合った額の税を支払うものとして、以下の算式により推計される。

[算式①]

$$\begin{aligned} & \text{郵便貯金の経常費用としての税} \\ & = \text{全国銀行の「営業経費」中の「税金」} \times \text{郵便貯金の「資産合計」} / \text{全国銀行の「資産合計」} \end{aligned}$$

日本郵政公社の平成15年度決算および全国銀行の平成15年度決算のデータをもとに、算式①によって計算すると、郵便貯金の「経常費用として

表2 日本郵政公社に係る税制措置の概要

	税 目	日本郵政公社	国	(参考) 旧三公社
所得課税	所得税・法人税	非課税	非課税	非課税
	法人住民税・事業税	非課税	非課税	非課税
消費税	消費税	課税	課税	課税
	地方消費税	課税	課税	課税
資産課税等	地価税	非課税	非課税	非課税
	自動車重量税	課税	課税	課税
	印紙税・登録免許税	非課税	非課税	非課税
	固定資産税・不動産取得税・特別土地保有税・都市計画税	直接、その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは非課税(脚注1)	非課税	直接、その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるものは非課税(脚注2)
	自動車税・軽自動車税・自動車取得税・宅地開発税	課税	非課税	課税
	事業所税・水利地益税・共同施設税	非課税	非課税	非課税

(脚注1) 日本郵政公社は、固定資産のうち、病院、診療所、研修用固定資産以外のものについて、当該固定資産所在の市町村に対して、日本郵政公社有資産所在市町村納付金を納付(実質的には固定資産税の額の1/2)

(脚注2) 旧三公社は、固定資産のうち、病院、診療所、研修用固定資産以外のものについて、当該固定資産所在の市町村に対して、公社有資産所在市町村納付金を納付(実質的には固定資産税の額の1/2)

[日本郵政公社資料より作成]

の税」は約1,217億円と推計される。

ここで、全国銀行の「営業経費」中の「税金」には全国銀行の固定資産税負担が含まれていることから、上記の約1,217億円には日本郵政公社が支払っている「日本郵政公社有資産所在市町村納付金」等が含まれていると考えられる。したがって、日本郵政公社が平成12年度決算をもとに試算した納付金等の負担額が約220億円とされている（自由民主党「郵政事業改革に関する特命委員会」提出資料）ことに基づき、この額を郵便貯金において全額負担すると仮定し、約1,217億円から約220億円を控除した残り約997億円を、郵便貯金が現在免除されている「経常費用としての税」の額として推計した。

## ② 預金保険料

次に、郵便貯金には、全て、元利払いに関する国家保証が付されているが、これは無償のものとなっている。この国家保証料をいくらか推計する場合は、いくつかの検討方法もあるが、基本的には、その保証内容が1千万円までの貯金の元本と利子とされていることに着目すれば、預金保険制度における保証内容に近い。そこで、郵便貯金が預金保険制度に加入した場合の預金保険料の負担額を、日本郵政公社が支払いを免除されている保証料として推計している。

なお、民間金融機関は、前年度の預金保険対象預金残高（前年度営業日平均残高）に預金保険料率を乗じて算出した保険料を預金保険機構に対して支払っており、平成15年度の預金保険料率は、「決済用預金」に係る料率が0.090%、「一般預金等」に係る料率が0.080%とされている。郵便貯金の平均残高のデータをもとに、「通常貯金」が「決済用預金」に該当し、定額貯金等のその他の貯金が「一般預金等」に該当するものとする、保険料負担額は、以下の算式により推計される。

〔算式②〕

預金保険料

= 前年度通常貯金平均残高×決済用預金に係る保険料率（0.090%）+ 前年度その他の貯金平均残

高×一般預金等に係る保険料率（0.080%）

郵便貯金の平成14年度のデータをもとに、算式②により計算すると、郵便貯金の平成15年度の「預金保険料」は約1,944億円と推計できる。

## ③ 準備預金相当分の運用利子

民間金融機関は、「準備預金制度に関する法律」に基づき、日本銀行が定める準備率と毎営業日の預金残高等に基づき計算された金額（法定準備預金額）を日本銀行に対する預け金として保有しなければならない。一方、郵便貯金は、平成14年度までは、政府資金として取り扱われたため、準備預金を保有する義務は全く課されていなかった。しかし、公社化により初めて、民間銀行と同じように、自ら日本銀行に取引口座を開設することとなった。これに伴い、平成15年度から、日本郵政公社も日本銀行に対して一定の預け金を保有することとされた。しかしながら、日本郵政公社の預け金の額は、民間銀行に比べて軽減されていることから、「準備預金相当分の利子」に関する推計では、日本郵政公社が民間銀行並みに準備預金を保有することとされた場合の預け金の額と、現在義務付けられている預け金の額との差（ここでは「準備預金相当分」という。）を求め、それらの資金を、過去の試算と同様に、預託金利（約定期間10年以上11年未満に係る金利）で運用しているものとした場合の運用利子額（運用収入）を推計している。

推計にあたっては、いくつか前提を置いている。まず、民間銀行ベースの法定準備預金額を算出する際には郵便貯金の平均残高に準備率を掛けて計算する必要があるが、現時点では平成15年度の平均残高が明らかになっていないため、便宜的に、郵便貯金の平成14年度末残高と平成15年度末残高を足して平均を求め、「平成15年度の平均残高」とみなしている。また、日本郵政公社に係る預け金率については、制度上は「準備預金制度が適用される金融機関の直近1年間の定期性預金およびその他の預金のそれぞれの残高に係る平均実効準備率」とされているが、この平均実効準備率



は公表されていないため、一定の前提の下で、定期預金については0.5%、その他の預金については0.8%として計算している。預託金利については、平成15年度中の約定期間10年以上11年未満の金利の加重平均を求め、計算している。

以上に基づくと、準備預金相当分の運用利子は、以下の算式により推計される。

〔算式③〕

準備預金相当分の運用利子  
= 準備預金相当分の額×預託金利（当該年度の約定期間10年以上11年未満に係る金利の加重平均）  
= (前年度末郵便貯金残高 + 今年度末郵便貯金残高) ÷ 2 × (法定準備率（定期性預金：1.2%、その他の預金：1.3%） - 預け金率（定期性預金：0.5%、その他の預金：0.8%）) × 預託金利（同上）

郵便貯金の平成14年度および15年度のデータ、および平成15年度の預託金利に係るデータをもとに計算すると、約166億円と推計される。

なお、この推計に関しては、「準備預金の機会費用はコール金利である」との考え方から、「準備預金相当分の運用利子を計算する場合、運用金利はコール金利とすべきではないか」との批判もある<sup>(注2)</sup>。実際に、民間金融機関の行動を考えれば、準備預金の積立不足分を調達する際にはコール市場から調達することが考えられ、この点に着目すれば準備預金の機会費用はコール金利であると考えられる。しかしながら、本推計について考えると、日本郵政公社には、民間金融機関並みの日銀預け金を保有することが義務付けられていないので、その差額である準備預金相当分の運用にあたっては、コール市場で運用する必要はなく、より利回りの高い、有利な運用を目指すことが考えられる。したがって、その運用利子を計算する際に、これをコール金利で計算することは、明らかに過小計上といえよう。

また、平成15年度の日本郵政公社決算を見ると、残高ベースでは、郵貯資金の半分強が預託されており、準備預金相当分の運用利子を計算する

際に預託金利に基づき計算することは、預託以外の運用もされているため正確な計算とは言えないにせよ、推計としては相応の妥当性があるものと考ええる。

#### ④ 法人税・住民税等

前掲の表2にあるとおり、日本郵政公社には、法人税、住民税（道府県民税・市町村民税）および事業税は課税されていない。「法人税・住民税等」では、日本郵政公社が民間企業並みに法人税等を支払う場合の金額を推計している。

具体的には、日本郵政公社の平成15年度決算における郵便貯金事業の「当期利益」から、上記の①～③で計算した経常費用としての税、預金保険料および準備預金相当分の運用利子を控除したものを「税引前当期利益」とみなし、当該金額に法人所得課税に係る法人税、住民税（法人税割のみ、均等割を除く）および事業税の法定実効税率（40.87%）を掛けて算出している（なお、税引前当期利益が0以下の場合は0となる）。

具体的には、以下の算式により推計される。

〔算式④〕

法人税・住民税等  
= (郵便貯金業務の当期利益 - 経常費用としての税 - 預金保険料 - 準備預金相当分の運用利子) × 法定実効税率（40.87%）

日本郵政公社の平成15年度決算データおよび上記①～③に基づき計算すると、この額は、約8,030億円と推計される。

ただし、一方で「国庫納付金」があれば、これを差し引くべきであろうが、前述したように、現状、納付金はゼロであるので、差し引きようがない。

#### (3)まとめ

以上の推計結果を合計すると、平成15年度において郵便貯金が享受した「官業ゆえの特典」、すなわち「見えない国民負担」の推計額は、1年間で1兆1,137億円という巨額な水準となった（表3）。

(注2) 財務省財務総合政策研究所「金融資本市場と日本経済に関する研究会」報告書（平成16年6月公表）に収録の、家森信善氏、西垣鳴人氏「日本の公的金融—肥大化論と官業の特典論の再検証」

表3 平成15年度日本郵政公社の「見えない国民負担」

項目	金額
経常費用としての税	997億円
預金保険料	1,944億円
準備預金相当分の運用利子	166億円
法人税・住民税等	8,030億円
合計	11,137億円

こうした「見えない国民負担」の額の推計に対しては、ユニバーサル・サービスを提供していることの反対給付であるといった意見や、準備預金相当分の運用利子の推計で紹介したように、本推計を「過大推計」とする批判もある。

また、「日本郵政公社の発足に当たって、民間との競争条件の均等化がはかられた結果、官業の特典はほとんどなくなったと判断できる」(注2の論文に係る報道発表文から引用)との誤解もある。

本稿は、こうした批判や誤解があることを踏まえ、日本郵政公社初の決算が公表されたこの機会に、これまでの推計方法を踏襲しつつ、改めて「官業ゆえの特典」、すなわち「見えない国民負担」を推計したものである。

1兆1,137億円という金額の評価は様々かとも思うが、この金額が、仮にユニバーサル・サービスのコストであるとすれば、その国民負担はあまりに大きい。また、日本郵政公社が、こうした一種の補助金を背景に、民間金融機関と同じ土俵で競争しようと考えているのであれば、明らかにおかしな話で、認めようがない。 □